

臨時教育審議会における自由化論から個性主義への転換と審議会の特徴に関する一考察

A Study on the Transition from Liberalization Theory to Individualism
and Council Features in the Provisional Education Council

三和義武 (Yoshitake MIWA)

はじめに

1980年代、とくに中学校において校内暴力、不登校やいじめの嵐が巻き起こるなか、この荒れた教育状況を何とかしなければならないとの声が上がっていた。当時の保護者のなかには、このような公立学校を忌避し、私立学校への進学に方向を転換したものもいた。当然ながら、多くの公立学校ではそれぞれの対処策がなされていたが、それ以上に全国レベルでの教育改善政策が急務であった。いわゆる、なぜ、中学生はこのような校内暴力、いじめ、非行や不登校といった状況に陥ったのだろうかという問題である。本稿では、これらの問題の発生原因、そしてこの問題を解決するために立ち上がった審議会の議論の内容やその思想的概念あるいはその特徴に焦点をあて、課題を探っていく。

上述した教育の荒廃状況は、これまで日本の教育政策が善として履行してきた詰込み教育、学校管理体制などが要因とされている。1980年代は、戦後、約35年を過ぎ、焼け野原となった日本が先進国に再建されていった時期である。そして、明治以来の日本の教育は、世界各国に比べ劣った状況から、世界に追い付け、追い越せという精神で、様々な外国の文献が読み進められ、先進的な知識の吸収が大きな教育の課題となっていた。その教育方針が、戦後一貫して続けられ、詰込み型教育、知識吸収型教育、非自発的教育などととも、学校管理政策が日本人としての習慣・文化の保持の重要性に溶け込み、儒教的で国家主義的な発想が教育に根付いていたのではなかろうか。つまり、太田がいうように、明治以降の追い付け・追い越せ主義のなかで、いわゆる皇国イデオロギーというものへの同化を国民に求め続けた。実は、このことが人間の内面を画一化し、硬直化させるという最も悪質な要因だったのである。そして、このような権威あるイデオロギーに同化しないと安定感を感じないような同意の体系が定着してくる(1986、40頁)。もちろん、このような思想は、風紀の乱れや非行減少などに資するものがあつたろうが、戦後35年を経た中学生などの若い力は、爆発的な力をもって、管理教育、詰込み教育などの学校教育に怒りを噴き出していったのだろう。

1. 臨時教育審議会発足の背景と内容

1975年前後の日本においては、核家族化や都市化が進展し、その反面、共同体社会が崩壊し始めることにより、連帯意識が喪失し、家庭における教育力が低下するなどの問題が出始めていた。また、第二次ベビーブーム(1971~1974年生まれ)により大規模学校が増加し、受験競争が低年齢化することなどにより、児童生徒の教育環境が悪化していった。それによって、青少年による非行が急増し、小・中学校においては、いじめ、登校拒否や校内暴力などが頻発したのである。

当時の文部省は、これらの課題に対応するため、1981年に発足した第13期中央教育審議会（以下、中教審という）が審議を続けた。1983年1月に、同審議会の教育内容等小委員会は、「審議経過報告」において、学校教育課題における画一性、硬直性の指摘、今後の課題として、自己教育力の育成、基礎基本の徹底、個性と創造性の伸長、文化と伝統の尊重等を掲げたのである。学校制度について、弾力化や時代の変化に柔軟に対応する必要があるとした文部省においても、1983年7月、事務次官を座長に「児童生徒等の急増、急減対策等に関する省内連絡会議」を発足させたが、この時期と前後して、教育荒廃に文部省だけで対応すべきでなく、政府全体としてこれに取り組むべきであるという考え方から、1983年6月に「文化と教育に関する懇談会」（法律にもとづかない懇談会）が設けられた。しかし、同懇談会は、1984年に臨時教育審議会（以下、臨教審という）が設置されることになると、1984年3月に「報告」をまとめ、教育改革の基本理念を示し、教育面に深刻な病的現象が起きている根本要因として、(1) 学校教育の急成長過程で発生したゆがみへの対応の遅れ、(2) 教育の機会均等の理念が画一主義に転ずるなどの教育理念の形骸化の2点をあげ役目を終えている（文部省1992、258-259頁）。

その後、1984年に、この現状を憂いた中曽根首相によって総理府直属とする内閣総理大臣の諮問機関として臨教審が設置され、1984年から1987年までの3年間の時限立法として4回の答申を行うことになる。この審議会は、いわゆる、(1) 個性重視、(2) 生涯学習への移行、(3) 国際化、情報化など時代の変化への対応といった3つの改革を基本理念として、多岐にわたる改革提言を行い、その後の教育改革の基本路線を改定した。そして、教育改革の基本的考え方として、個性重視の原則、基礎・基本の重視、選択機会の拡大（以上、第1次答申）、自己教育力の育成、カウンセリング体制の充実（以上、第2次答申）などを提言した。また、その提言にもとづいて具体化した重要な改革としては、大学審議会や生涯学習審議会の設置、初任者研修制度の創設、教員免許法の改正（免許状の種類の改編や社会人の活用等）、学位授与機構、国立学校財務センターやスポーツ振興基金の創設などがある。また、第3次答申における高校入試の多様化に関する提言を受けて、1989年に学校教育法施行規則が改正され、調査書（内申書）なしでの高校入試が可能になるという注目すべき施策がとられている（季刊教育法編集部1986、114-119頁）。

またこの臨教審は、新自由主義教育政策の起点であるともいえる。臨教審は、教育の自由化、いわゆる教育における規制緩和と教育サービスの提供主体の多様化、そして教育を受ける側の選択の機会の拡大を謳っていた（世取山2008、36頁）。このことは、市場にもとづく新自由主義理論の段階にあったことを示している。それ以降の課題として残るのは、市場原理にもとづく制度改革の実行と国家統制を内在化させる新自由主義への移行により、新自由主義教育改革を完成させることであった。しかし結果的に、この改革は直線的ではなくジグザグ状に展開せざるを得なかったのである（世取山2008、46頁）。この新自由主義的かつ市場主義的な改革を困難にさせたのは、以下で述べるように自由化論における第一部会⁽¹⁾と第三部会⁽²⁾の議論であり、結果的に自由化論が個性主義に転換されたことが大きな要因となる。

ここでは、臨教審における自由化論に関する議論をみていこう。臨教審の第一部会（二十一世紀を展望した教育の在り方）は、「教育の自由化」の提案を行うことになる。そして、この提案が臨教審での議論を過激化させていく。第三部会（初等中等教育の改革）等は、この「教育の自由化」に強く反発し、最終的な合意案として「教育の自由化」がなくなり、「教育の個性化」「個性重視の原則」といった文言が答申に盛り込まれることになる。1990年代半ば以降には、教育政策

の基本方針は「個性重視」となり、教育内容・方法・評価においては、「生きる力」「ゆとり」「新しい学力観」（新学力観）「心の教育」、また教育制度面では「規制緩和・弾力化」「ニーズに応じた多様化」などが表れてきた。総合的にみると、臨教審の中等教育改革方針は、以下のように整理することができよう。

(1) 自由化、競争化、民営化を目指すもの。

規制緩和との関連で、民間活力を利用し、公立校の惰眠状況に活を入れようとするもの、民間教育産業の評価、通学区域の広域化、学校の開放、教科書検定の簡素化、学習指導要領の大綱化、地方分権の推進等。

(2) 後期中等教育の多様化を目指すもの。

進学率の増大に伴う生徒の多様化に対応しようとするもの、6年制中等学校、単位制高等学校、高等専修学校卒業生への高卒資格付与、職業高校卒業生の大学定員枠の設定等。

(3) 管理、統制をめざしたもの。

徳育の充実、基礎・基本の重視、初任者研修制度。

ここで、上記の教育方針と中教審 46 答申の「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本施策について」（1971）における初等中等教育の項を比較すると、「自由化」にかかわる提言が付け加わっていることがわかる。このことから、規制緩和路線を軸にした「自由化」を実現することが、1980 年代における国家教育政策の特徴的なものであったと理解できよう（今井 1988、50-51 頁）。

2. 自由化論から個性主義へ

臨教審は、1985 年 2 月に教育改革についての団体ヒアリングを実施した。この時の記者会見において、岡本会長（臨教審会長：岡本道雄元京都大学学長）は、「自由化」の議論をすることを否定しないが、実現には多くの問題が存在すると述べている（渡部 2006、36 頁）。しかし、本来の自由化論を極端に言えば、大学基準の存在そのものを認めない、学区制なども全然認めないということになる（季刊教育法編集部 1986、24 頁）。いわゆる、自由化論者は、「自由化」を改革の基本理念に据えることが、中教審路線、文部省を超える真の抜本的改革を行う突破口となると主張し、反自由化論者は、「自由化」を基本理念としては誤解を生み現場を混乱させる、どの部分を具体的にどう自由化するか、課題に即して詰めるべきだと慎重論を説くのである。また自由化論者は、理念と手段とを合わせた包括的な鍵概念（キーコンセプト）として、「自由化」を考えているのに対して、反自由化論者は、「自由化」をあくまで手段レベルでとらえ、多様化、弾力化の度合と重ね合わせ、戦略・戦術の問題として処理しようとしているともいえるだろう（季刊教育法編集部 1986、106 頁）。

その後の第一部会の合宿集中審議においては、「自由化」という文言が「個性主義」という文言へ転換している。第一部会合宿集中審議メモによれば、日本の追い付け、追い越せ型の近代化教育は、成功裏のうちに歴史的役割を終え、今後は、創造力と質の充実と個性の発揮が新たな時代の要請であり、教育はこの要請にこたえなければならないとした。いわゆる、教育荒廃は、画一主義と硬直化がもたらした病理現象であることを認識し、これまでの画一性、閉鎖性、非国際性

を打破し、多様性、開放性、国際性を実現する抜本的改革を進めなければならないとしている。すなわち、これからの改革の方向性は、画一主義から個性主義への大胆かつ細心な移行・改革であることが明らかである。ここでいう個性主義とは、個人の尊厳、個性の尊重、自由、自律、自己責任の原則の確立である。これにしたがい、天谷直弘（国際経済交流財団会長）第一部会長は、自由化とは画一性、硬直性の打破、個性主義の尊重の意味であるので、個性主義の原則の表現が適切であると説明した（その後、臨教審総会において、「個性主義」は個性の尊重、個性の重視に置き換えられた）（渡部 2006、36 頁）。

3. 臨教審における個性主義

審議経過の概要（1985年4月24日）における第一部会での議論では、画一主義から個性主義へ（教育改革の方向）のなかで、個性主義とは「個人の尊厳、個性の尊重、自由、自律、自律責任の原則の確認」であるとしている。この個性主義に関しては、個人レベルだけでなく、家庭・学校・地域・国・時代などのレベルでの個性を幅広くとらえる必要があること、日本文化の個性は、伝統文化を踏まえた新しい文化の創造によって発展するものであること、エリート主義ではなく、多様な個性の開花により偏差値型エリート主義の弊を改めようとするものであること等に留意することとされた（天谷・俵・奥田 1986、114 頁）。しかしながら、ここでいう「個性」の概念が何であるかが曖昧である。大西によれば、『学習指導要領解説 道徳篇』（平成 20 年改訂）における「内容項目の指導の観点」の「2 主として他人のかかわりに関すること（5）それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなもの見方や考え方があることを理解して、寛容の心もち謙虚に学ぶ」において、その解説のなかに個性の概念がみられる。いわゆる個性とは、一人一人の人間のもつ固有の他ととりかえることのできない独自性である。そして、それはその人からかけ離れたものではない。また、個性は一人一人違うもので、人間どうしが開かれた心で他の個性に学び、認め合うことで個性は伸びていくということが、「道徳的価値」としての個性の尊重であるという。これは、先にみた臨教審答申の個性重視の原則についての説明とも重なるのである（大西 2013、67 頁）。

しかし、臨教審答申における「個性」をさらに深化させていくと、異なった見方が存在することがわかる。宇野（2015）が様々な識者の見解から描いている個性とは、日本の労働市場において役立つ労働力のことでありとしている。具体的には、学力や性格を指し、他者と比較して優れていること、経済社会において有用であることが「個性」的であるという（61 頁）。また、佐貫（1985）が指摘するように、今回の答申における個性の概念が人間の共同性のなかでの役割意識を強調するという仕方では提起されている。すなわち、答申では、個性重視の原則を述べるなかで、「個性とは、個人の個性のみならず、家庭・学校・地域・企業・国家・文化・時代の個性をも意味している」といい、「自分を生かすことは他を生かすこと」「自分を尊重することは他を尊重すること」等を強調し、また、「我が国の文化・社会の個性をしっかり見据えて、日本人としての自覚を生む教育の在り方を示すこと」を強調している（57 頁）。いわゆる、個性とは、「身分や能力の差異にかかわらず、基本的人権を有した平等な人格として処遇されるという市民的平等の理念に立って、その平等性、尊厳性を内的に支えるものの違い、多様性を個性として把握しようとしたもの」であり、他人と比較し優劣をつけられるものではないはずである。これらから、臨教審答申における「個性の原則」で求められる「個性」は、「人格の完成」といった内面の成長という意

味での個性とは異なるものととらえることができるであろう(宇野 2015、61 頁)。さらに宇野は、臨教審答申において、個性が子ども一人一人の性格の違いや将来の希望などを尊重するという意味では語られず、経済界・財界が求める日本経済を支える「人材」の育成を期待しているものであるとし、労働市場がそういった「個性」ある労働力を求めるだけでなく、労働者自身も「個性」的な労働能力をもつ商品として自らを形成していく必要があるとしている(2015、62 頁)。

次に、有田一壽(クラウンレコード会長)と太田堯(東京大学名誉教授)の回想をもとに、臨教審の議論を検討してみよう。有田は、今回の臨教審をとおして次のように回顧している。昨今、国民の求めは、いじめの解消、登校拒否の解決、入学試験改革、偏差値解消である。これらは、現在ある教育荒廃への対症療法的処置であるが、そうとはいいい切れない側面が存在する。いわゆる、教師の問題が一番大きいといえる。この教師の問題を解決することが、教育荒廃を解消する一つの手立てとなるということである。今、学校では、変な権威主義的雰囲気のはびこっていると考えられる。一般的な企業においても、これほど権威主義がはびこったら潰れてしまうのではないだろうか。一般企業では、若い社員の創意工夫をくみ上げることに懸命になっている。しかし、学校をみてみると、職員会議において、若い教員が何かいおうとしても、それはもう決まったことだと撥ねつけられる。学級経営の創意工夫を行っても、君だけがいい子になっては困るから、他の先生と同じことを行うという消極的権威主義がはびこっている。このような風土においては、教員の資質を上げることは困難である。これらの要因としては、学校に秩序がないからだといえる。また、教職員組合に学校が占拠され、校長がロボット化しているともいえる。自らの創意工夫で学級経営を行いたいという教師まで、抑えつけられようとする硬直性が現場に広がっている。その意味では、自由化論争の背景は本来根深いものだろう。自由化論の一つのねらいは、行政的には地方分権であり、文部省の権限を縮小して都道府県なり市町村に移行することである(1986、30-34 頁)。

また太田は、臨教審第一部会概要について、次のように回顧している。日本および東アジアには、これまでの世代を貫通してきた教化思想が存在する。これは本来、統治者、統治権力者の思想である。人民を自分たちのイデオロギーに同化させるために長い間使われてきた。この発想が儒教と権力の結びつきのなかで、非常に長い歴史をもっている。この伝統は、明治以降の文明開化のなかで十分に発揮された。いわゆる皇国イデオロギーへの同化を国民に求め続けたものだともいえる。そしてこれは、人間の内面を画一化し、硬直化させるという性格をもっている。当時の国民は、この権威あるイデオロギーに同化しないと安定感を感じない側面をもっていた。これが学校の教師のなかにもいやというほどあるのだろう。この考えを深化させ明らかにしていけないと、学区の自由化、画一化や硬直化をあげても解決するにはいたらないだろう(1986、40 頁)。

4. 中曽根首相と岡本会長の回想

ここでは、中曽根康弘首相が、いったい何を求めて臨教審を設置したかを探っていきたい。この問題に対して、中曽根首相は、自著である『二十一世紀 日本の国家戦略』(2000)のなかで、臨教審は失敗だったとしている。その原因として、文部省・自民党文教部会の抵抗により会長人事、事務局の人的構成が中曽根首相の思うようにならなかったことをあげるとともに、彼が思い描いた教育改革の哲学・思想について、臨教審が不明確な基本方針を提案し、脆弱な本質論や技術論を寄せ集めたことに過ぎなかったことをあげている。また、中曽根首相は、会長に財界人を

採用することを考えたが、自民党文教族の抵抗によって阻止された。詳細に述べれば、会長人事において、教育界から石川忠雄（慶応義塾塾長）を推す自民党文教族と財界から中山素平（日本興行銀行特別顧問）の起用を主張する中曽根首相の間で演じられた激しい「つな引き」のなかから、第三の候補として急浮上したのが岡本道雄（京都大学元学長）であり、最終的には岡本道雄が会長になったからである（季刊教育法編集部 1986、48 頁）。中曽根首相は、これまでの文部省による官僚主義、画一主義、閉鎖主義の概念から脱する必要を感じ、財界から会長を起用したかったのである。しかし、中曽根首相は、この文部省の抵抗により会長人事を妥協し、また、臨教審をどうしても立ち上げる必要があったため、事務局構成もまた文部省中心とすることに同意したのである。中曽根首相の本来的な考えは、精神的な屋台骨を形成する教育の確立を目指すため臨教審を設置することであった。しかしその思いも、臨教審においては、技術論的な議論・施策に終始したのである。その他にも政治的な問題が絡んでいた。『心の教育』臨教審からの改革路線 中曽根元首相に聞く（朝日新聞 2002）のなかで、中曽根首相は、結果として、臨教審は失敗だったと総括している。中曽根首相は、臨教審を設置し、教育基本法改正を目指そうとしたが、当時、彼は、国鉄や電電公社の民営化に取り組んでいた。そして、野党との対立を避けるために、教育基本法の見直しに反対する野党への配慮から法改正には触れないことを約束する必要があったことが、教育基本法改正を実現できなかった原因としている。中曽根首相は、現在の教育が個人や自由が強調されすぎた教育基本法にただ従い、国家や公に対する観念や日本文化や伝統を尊重しようとする大切なものが入っていないとしている（渡部 2006、11-12 頁）。結果的に、中曽根首相が描いた臨教審の姿は、彼の思いと異なるものになったのである。

次に、岡本道雄臨教審会長の回想をみると、臨教審の自由化論について、第三部会長である有田一壽氏ら、その他の臨教審の委員からでた反論は、次のようなものであった。

- (1) 教育荒廃の原因を従来の日本の学校教育の画一性、硬直化のみに帰することは短絡的である。それよりも、原因は、戦後教育の主体であるアメリカの占領政策を基盤とした教育政策や占領教育思想にある。さらに重大なのは、日教組の教員の組合運動の影響である。
- (2) 経済理論で教育を論ずるのは間違っている。とくに、新自由主義経済学者フリードマンの教育理論は、かつて一部を英国サッチャー政権も米国レーガン政権も取り入れたが、今は廃止している。
- (3) 経済学では、自由化が競争を生み、国を繁栄させることが定説であっても、教育には強制も必要である。また、競争だけでなく共存も必要であるなど、経済学とは違う教育固有のものである。
- (4) 公教育、国民教育、義務教育は、自由化になじまない強制があり、文化伝統といった国民として必須のものがある。
- (5) 自由化という危険な言葉を使わず、規制緩和、個性を尊重するなどの言葉にしたらどうか。

こうした反論のもとで、臨教審における自由化論は、個性主義、個性尊重、個性重視という言葉に改めつつ、実際は規制緩和に落ち着くことになる。

岡本道雄氏の自著である『立派な日本人をどう育てるか』（2010）によれば、彼は、教育の荒廃の原因を教育制度の画一性と硬直性にあるとしている。それを打破するためには、競争原理を導

入ることによって画一性と硬直性をなくし、それにより教育荒廃も克服できるとしている。しかしながら、臨教審では、教育の自由化についての本質的な理念の検討を行わず、実践事例である学校制度の自由化における具体的事項を示し、その功罪を議論するという方向に流れてしまった。その賛否を問う中で、自由化という言葉が独り歩きを始め、それ自身が大きな反発を招く結果となった。本来、自由化論は、理念としてじっくり議論すべきであったと岡本は回想している（渡部 2006、16-17 頁）。

おわりに

1980年代における学校教育は、多感な青少年たちによる抑圧への反動として校内暴力、登校拒否、非行などの行為がいたるところでみられた。その青少年の行動に対し、中曽根首相は臨教審を設置し、その解決を図ろうとしたのである。しかし、中曽根首相が主張した臨調・行革路線^③、いわゆる能力主義こそ人間の原理であり、競争こそ社会の活力の源泉であるという考え、また国家や公に対する観念や日本文化や伝統を尊重しようという精神論的な思想はそこに表れなかった。臨教審の議論では自由化論が立ち上がり、またその自由化論は、激しい議論のすえ個性重視の考えに変容していった。そこにある個性が何を示しているかは、本稿で考察したとおりだが、内面的な個性以上に経済界や財界に役立つ能力として個性が存在したものの事実である。そして、時が経つにつれて、青少年たちの過激な行動は影を潜め、日本経済はバブル期に向かって押し進むことになる。

今回の臨教審での議論の特徴は、教育の自由化が焦点となったことである。この自由化論は、規制緩和、選択機会の拡大、教育における官民の役割分担、父母や官民の教育費負担の再検討などとして答申のなかに組み込まれた。自由化論の基本にあるものは、教育に市場原理を大胆に導入することである。それは、教育における臨調・行革（民間活用）路線の具体化であるといえる（佐貫 1985、71-72 頁）。しかし、臨教審の審議においては、新自由主義的な考え、いわゆる市場原理にもとづく制度改革の実行と国家統制という制度的構造は実現されることなく、教育の自由化は個性主義へと変化していった。そこには、教育の原理的思想から対症療法的かつ技術的な技法により、臨教審の答申が行われ実行されていったことが明らかとなった。今後の課題として、この臨教審の議論が現在いわれている個性化にどのような影響をもたらしているかを探りたい。

【注】

- (1) 第一部会は、天谷直弘を会長として、21世紀社会の展望に立った今次教育改革の基本方向という総論的課題について審議を重ねた（季刊教育法編集部 1986、114 頁）
- (2) 第三部会は、有田一壽を会長として、初等中等教育について今後の時代の変化に対応した教育のあり方を求めて議論を重ねた（季刊教育法編集部 1986、116 頁）
- (3) 財政削減と福祉国家の機能の充実という背反する命題を背負った政府は、行財政改革を推進する「第二次臨時行政調査会」を設置（1981）し、「臨調改革」による「増税なき財政再建」路線を歩むことになる（田口 2004、44 頁）。

【引用・参考文献】

- 天谷直弘・俵萌子・奥田真丈、1986、「臨教審のめざす教育改革とは」『臨教審のすべて』季刊教育法編集部。
- 有田一寿、1986、「方向ちがいの自由化論」『臨教審のすべて』季刊教育法編集部。
- 朝日新聞、2002、「『心の教育』臨教審からの改革路線 中曽根元首相に聞く」教育 1、8 頁、7 月 28 日、朝日新聞社。
- 海老原治善・永井憲一・三輪定宣、1984、『資料集 教育臨調・教育改革』エイデル研究所。
- 吉良仁美、2014、「臨時教育審議会がもとめた学力観」『関西教育学会年報』(38)、関西教育学会。
- 吉良仁美、2016、「新自由主義的教育改革の源流は臨時教育審議会にあるのか？」『関西教育学会年報』(40)、関西教育学会。
- 深山正光・山科三郎・佐貫浩、1985、『臨教審答申をどう読むか』労働旬報社。
- 今井重孝、1988、「臨時教育審議会中等教育改革案の比較教育学的検討」『東京工芸大学工学部紀要・人文・社会編』(9)、東京工芸大学工学部。
- 文部省、1992、『学制百二十年史』。
- 大西勝也、2013、「学習指導要領と臨時教育審議会答申にみる『個性』に関する教育理念と『個性』概念について」、『神奈川大学心理・教育研究論集』第 34 号、神奈川大学。
- 太田堯、1986、「臨教審の『教育改革』を批判する」『臨教審のすべて』季刊教育法編集部。
- 季刊教育法編集部、1986、『臨教審のすべて』エイデル研究所。
- 世取山洋介、2008、「新自由主義教育政策を基礎づける理論の展開とその全体像」『新自由主義教育改革 その理論・実践と対抗軸』大月書店。
- 田口康明、2004、佐藤順一編『現代教育制度』学文社。
- 宇野由紀子、2015、「臨教審答申における『個性』の意味—学校教育を通じて養成しようとする人間像—」『教育論叢』第 58 号、名古屋大学大学院教育発達科学研究科。
- 渡部蒔、2006、『臨時教育審議会—その提言と教育改革の展開』日本図書センター。
- 吉田文、2009、「大学改革は何をもたらしたのか—臨時教育審議会からの総括—」『高等教育研究』第 12 集、日本高等教育学会。